あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）
返礼品提案の手引き
（令和元年５月）

FURUSATO NOUZEI
from ASAHIKAWA

旭川市税務部税制課

目次

1　ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
返礼品とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
寄附実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
ポータルサイト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

2　事業者の要件について

事業者の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

3　返礼品の要件について

返礼品の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
Q&A① ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

4　返礼品の提案方法について

提案数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
提案時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
提案方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
提出書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
提出先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
Q&A② ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
返礼品の提案価格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
Q&A③ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
質疑応答 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
失格事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
寄附区分ごとの実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
月別実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

5　返礼品の選定方法について

選定の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
選考スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
１次選考について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
２次選考について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
試食等の実施について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
選考結果について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

6　返礼品採用後の対応について

契約手続について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
返礼品画像について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
返礼品送付の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
配送料について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
返礼品の除外について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
個人情報の保護について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
Q&A⑤ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
PRの協力について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

1　ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度

生まれ育った故郷など，自治体に対して**寄附**を行うことで，所得税や個人住民税から税額の一部が控除される制度をいいます。

返礼品とは

寄附に対する謝礼として，地場産品などを送付する自治体があり，旭川市でも平成22年度から返礼品の送付を開始しています。
旭川市は返礼品を活用して，**寄附者に旭川市の魅力を伝える**とともに，**地場産業の振興**に繋げていきたいと考えています。

1　ふるさと納税制度について

寄附実績

旭川市の寄附実績は，年々増加している状況にあります。特に，平成27年度から導入した寄附受付ポータルサイトの活用により，大きく寄附実績が伸びています。
昨年度からは広く公募を実施し，返礼品を拡充したこともあり大きく伸びがありました。

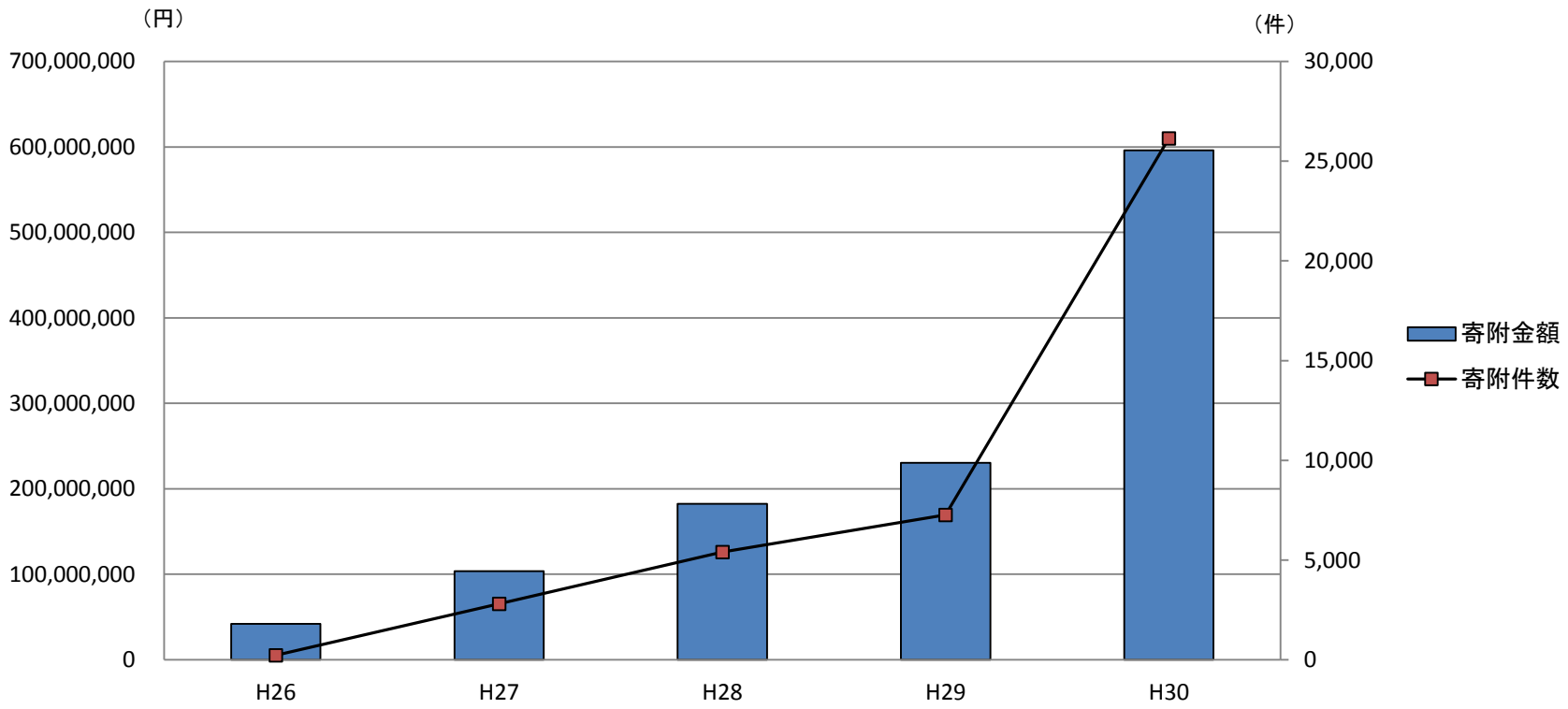

1　ふるさと納税制度について

ポータルサイト

旭川市は，現在３つの寄附受付ポータルサイトを利用しています。

さとふる

ふるさとチョイス
あなたの意思をふるさとに

ふるぽ

2　事業者の要件について

事業者の要件

次に示す①から⑧までの要件の全てを満たすことが必要です。

①　事業者の所在地について

ア　本社（本店），支社（支店）又は営業所（以下「本社等」といいます。）を旭川市内に有する法人並びに団体又は市内で事業活動を行っている個人事業主であること。

<u>または</u>

イ　旭川市内で生産されたもの又は製造されたものを原材料として，加工している品物を取り扱っており，かつ，本社等を道内に有する法人，団体又は個人事業主であること。（アに該当するものを除きます。）

2　事業者の要件について

事業者の要件

②　滞納の有無について

市町村税の滞納がないこと。

③　業務体制について

返礼品の受注環境及び業務管理体制が整備されていること。

④　寄附受付ポータルサイトの掲載について

旭川市が利用している３つの寄附受付ポータルサイト（さとふる・ふるさとチョイス・ふるぽ）に品物を掲載することができること。＊

＊定期配送などポータルサイトの取扱基準により掲載できないものは除きます。

事業者の要件

⑤　寄附受付ポータルサイト掲載手続について

ア　「さとふる」を運営する株式会社さとふるに対して，サンプル用の商品を自己負担により送付することができること。

イ　「ふるさとチョイス」・「ふるぽ」の運用管理事業者である株式会社JTBとの契約（印紙代4,000円負担）及び同社が提供する返礼品管理システムの導入・運用ができること。

⑥　旭川市との協力について

ア　旭川市が実施する事業者アンケート等の調査に協力すること。

イ　旭川市が実施するあさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）のPRに協力すること。

事業者の要件

⑦　反社会的勢力に該当しないことについて

平成26年3月31日付けで旭川市，旭川方面旭川中央警察署及び旭川方面旭川東警察署との間で交わした「暴力団等の排除に関する協定書」第2条第4号の暴力団関係事業者に該当していないこと。

⑧　各種法令の遵守について

各種法令を遵守すること。

3　返礼品の要件について

返礼品の要件

次に示す①から⑦までの要件の全てを満たすことが必要です。

①　地方税法について

地方税法等の一部を改正する法律（平成３１年法律第２号）による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３１４条の７第１項第２号に掲げる基準に適合するもの。

基準の内容（主なもの）
・区域内において生産されたもの
・区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの
・区域内において返礼品等の製造，加工その他の工程のうち主要な部分を行ったもの

※事業者要件及び次頁以降の要件を満たせば上記基準は満たされます。

3　返礼品の要件について

返礼品の要件

②　商品の生産等を行う場所，サービス提供場所について

次のいずれかに該当するもの
・旭川市内で生産，製造または加工されたもの
・旭川市内でサービスを受けることができるもの
・旭川市内で生産されたものまたは製造されたものを原材料として使用されたもの（道内で製造または加工されたものに限ります。）

③　旭川市の魅力をＰＲする要素について

旭川市の地名，文化，歴史，風土，特産など，旭川市の魅力発信に寄与するもの

④　商品の供給体制について

年間を通じて安定的な供給が可能なもの（限定品，季節商品又は受注生産商品は除く。）

3　返礼品の要件について

返礼品の要件

⑤　賞味期限について

飲食品については，出荷後7日以上の賞味期限が保証されるものであること。

⑥　配送事業者が定める配送基準について

配送事業者が定める配送基準を満たすもの。（さとふるは佐川急便を配送事業者として指定しています。詳しくはそれぞれの配送事業者が定める配送基準を参照してください。）

⑦　詰め合わせ品（セット品）について

個々の商品が①から⑥までの要件を満たしていること。

3　返礼品の要件について

Q&A①

市内に事業所を有する法人です。
原材料の生産地及び商品の加工所は市外にあるのですが，この場合は公募に応募できるのでしょうか？

公募要領では，
①市内で生産，製造又は加工されたもの
②市内でサービスを受けることができるもの
③市内で生産されたものを主たる原材料として使用したものであって，道内で製造若しくは加工されたもの
と定めておりますので，残念ながら資格要件を満たしていません。

４　返礼品の提案方法について

提案数

１回の公募につき，１事業者２０品を上限とします。
なお，同一の規格であって，材質もしくは色違いのもの又は詰め合わせ品は**１品**として算定します。
ただし，**飲食品を除き**，同一商品で内容量（個数）が異なるものは１品のみの提案となります。

4　返礼品の提案方法について

提案時期

年度内に５回の提案時期を設けています（昨年度は４回）。
次の期限までにご提案ください。
なお，選考方法及び選考時期については「５　返礼品の選定方法について」（P.24～）をご参照ください。

第１回提案〆切　　令和元年６月７日（金）

第２回提案〆切　　令和元年８月９日（金）

第３回提案〆切　　令和元年10月11日（金）

第４回提案〆切　　令和元年12月６日（金）

第５回提案〆切　　令和２年２月７日（金）

4　返礼品の提案方法について

提案方法

電子メール又は**書面**により提案書を提出することができます。
ただし，**提案書以外の書類については，別途持参又は郵送していただく必要があります**のでご注意ください。
なお，各種書類の提出に当たっては，次の点にご留意ください。

・手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨とします。
・提出に係る費用は，提案事業者のご負担となります。
・提出方法は，持参又は郵送に限ります。
・提出された書類（電子メールによるものを含む。）の著作権は，当該書類の作成者に帰属します。
・提出された書類は返却しません。
・旭川市は，事務処理のために必要があるときは，提出された書類を複製することができるものとします。
・旭川市は，提出された書類について，旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第７号）の規定による請求に基づき，第三者に開示することができるものとします。
・書類の不備がある場合は受理できませんので，提出前に十分に内容をご確認ください。

4　返礼品の提案方法について

提出書類

提出書類名	留意点
提案書（様式１）	（**電子メール又は書面による提出が必要**） 各項目を記入してください。 提案する商品ごとに，提案書の提出が必要です。
提案に当たっての誓約書兼同意書（様式２）	（**書面による提出が必要**） 印鑑は，代表者印を押印してください。 年度内において複数回の提案を行う場合，１回でも本書類を提出している場合は，その後の提出は不要となります。
(市外に本店等がある事業者のみ対象) 完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	（**書面による提出が必要**） 応募者が所在する市町村が発行する完納証明書又は市町村税の納税証明書（直近の年度のものであってかつ，発行後３か月を超えないもの）

4　返礼品の提案方法について

提出先

〒070-8525
旭川市６条通９丁目46番地　総合庁舎２階
旭川市税務部税制課税制係
あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）
返礼品公募担当　行
E-mail　asahikawa_ouenkifu@city.asahikawa.lg.jp

4　返礼品の提案方法について

Q&A②

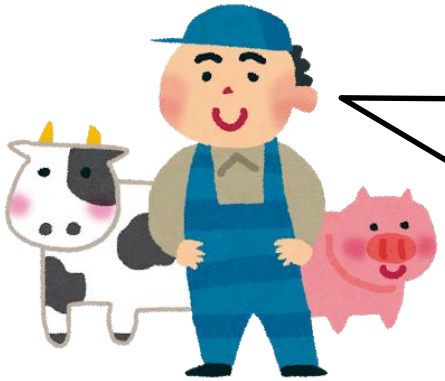

提案書以外の書類についても，画像（スキャンしたPDFデータ等）をメールに添付することで提出できますか。

代表者印や公印の押印が必要なものについては，書面によりお受けする必要があり，電子メールによる提出はできませんので，ご理解ください。

4　返礼品の提案方法について

返礼品の提案価格

市が定める寄附金額の区分に応じて，次の範囲内での提案価格とします。**（税込）**

寄附金額	提案価格（税込）
1万円以上2万円未満	3,000円以下
2万円以上3万円未満	3,001円以上6,000円以下
3万円以上4万円未満	6,001円以上9,000円以下
4万円以上5万円未満	9,001円以上12,000円以下
5万円以上6万円未満	12,001円以上15,000円以下
6万円以上7万円未満	15,001円以上18,000円以下
7万円以上8万円未満	18,001円以上21,000円以下
8万円以上9万円未満	21,001円以上24,000円以下
9万円以上10万円未満	24,001円以上27,000円以下
10万円以上15万円未満	27,001円以上30,000円以下
15万円以上20万円未満	30,001円以上45,000円以下
20万円以上25万円未満	45,001円以上60,000円以下
25万円以上30万円未満	60,001円以上75,000円以下
30万円以上	75,001円以上90,000円以下

＊色付きの部分は今年度に新設したもの。

4　返礼品の提案方法について

Q&A③

期間限定品を提案しようと考えています。
ふるさと納税の返礼品として掲載した場合，どれくらいの受注が見込まれるか分かりません。生産量を調整するために，何か事前に把握できる方法はあるのでしょうか。

例えば，８月から10月までを商品の受付期間とし，この期間に受け付けたものを11月以降に発送するという方法が可能です。
一方，農作物などは，天候や生育状況により当初予定していた時期に発送できない場合が想定されますので，あらかじめポータルサイト内に注意書きを記載するなどの対応が必要となります。

4　返礼品の提案方法について

質疑応答

返礼品の提案に当たり，質問がある場合は，専用の質問フォームに質問事項を入力し送信してください。なお，返礼品提案に無関係な事項，審査内容についてのご質問にはお答えできませんので，ご了承ください。
【質問フォームURL】
http://www.harp.lg.jp/HYnk7rax
※または，旭川市HPトップページ左側のバナー「あさひかわ応援寄附金」
⇒「お礼の品提供事業者様」ページにリンクを掲載しています。

【回答について】
ご質問いただいてからおおむね１週間以内に質問者宛てにメールで回答します。（土日祝日及び年末年始にご質問をいただいた場合は，多少時間をいただくことがありますのでご了承ください。）
なお，回答内容については「あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）返礼品の公募について」ページで公表いたしますので，随時ご確認ください。

4　返礼品の提案方法について

失格事項

次のいずれかに該当した場合は，失格とします。

・事業者の要件及び返礼品の要件を満たしていない場合

・提出書類に虚偽の記載があった場合

・各提出書類の提出期限，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

失格となった場合には，理由を明示し，その旨を書面により通知します。

4　返礼品の提案方法について

寄附区分ごとの実績

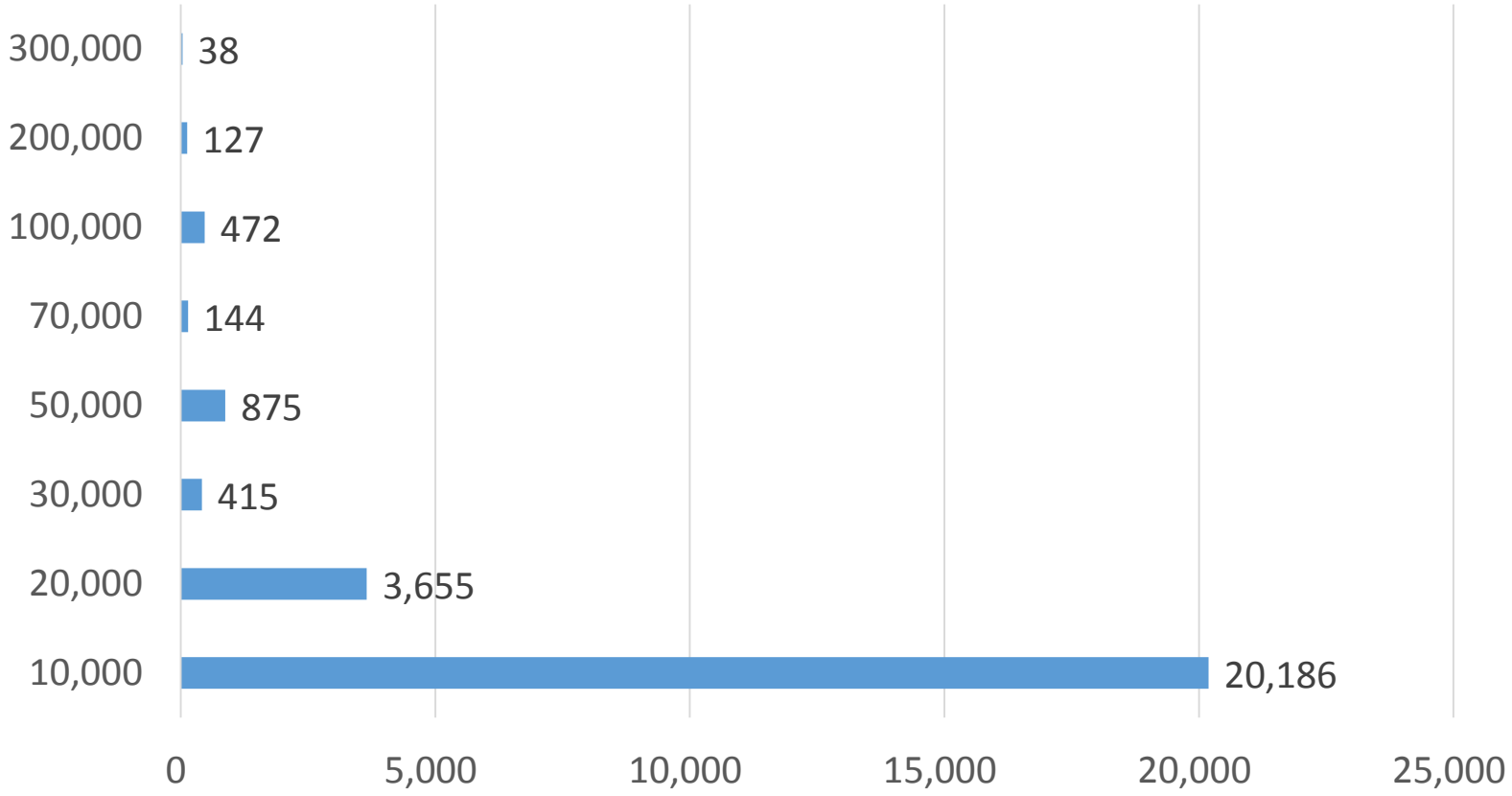

＊ポータルサイト経由の寄附実績（H30年度）

4　返礼品の提案方法について

月別実績

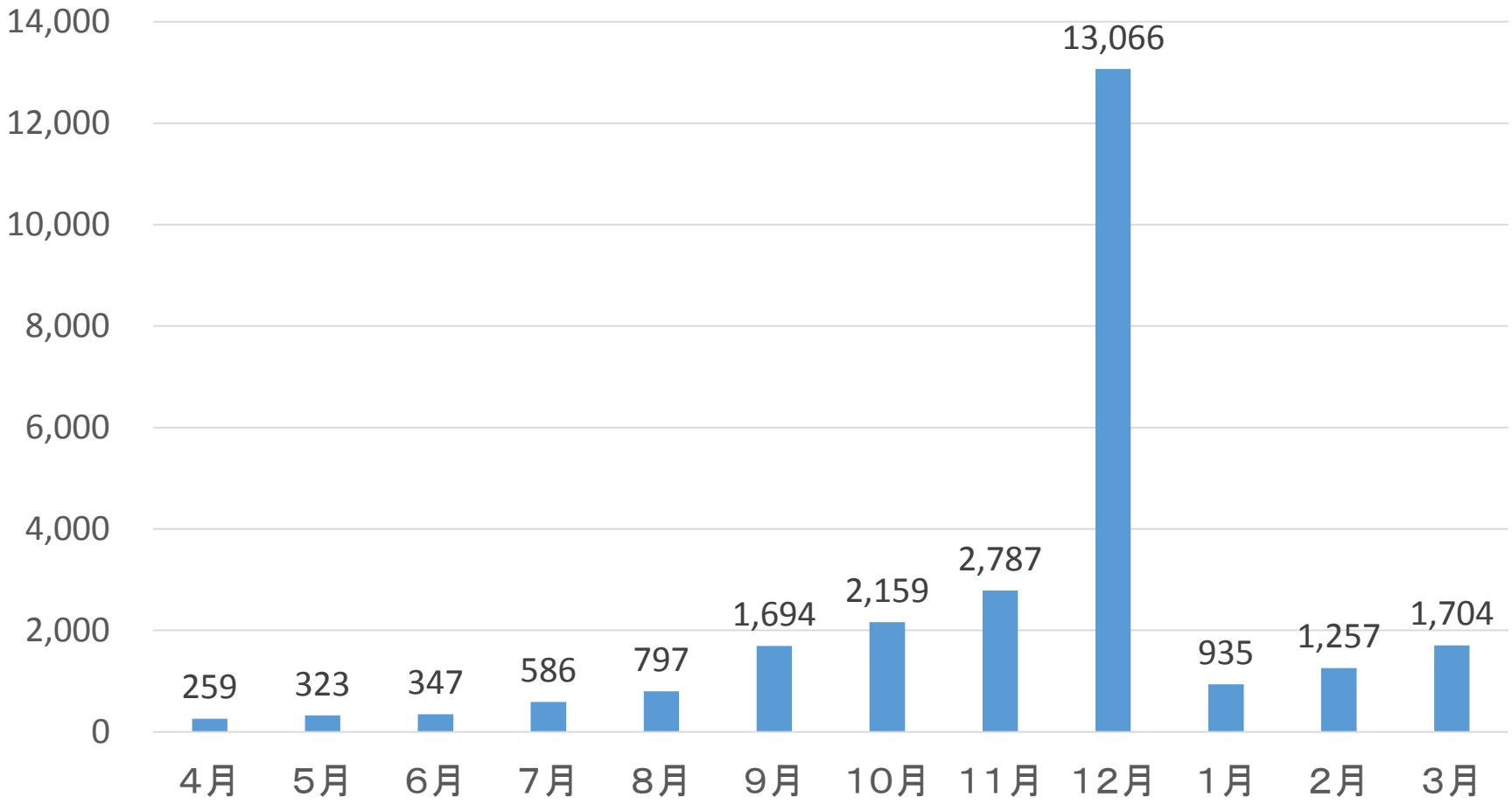

＊ポータルサイト経由の寄附実績（H30年度）

5　返礼品の選定方法について

選定の流れ

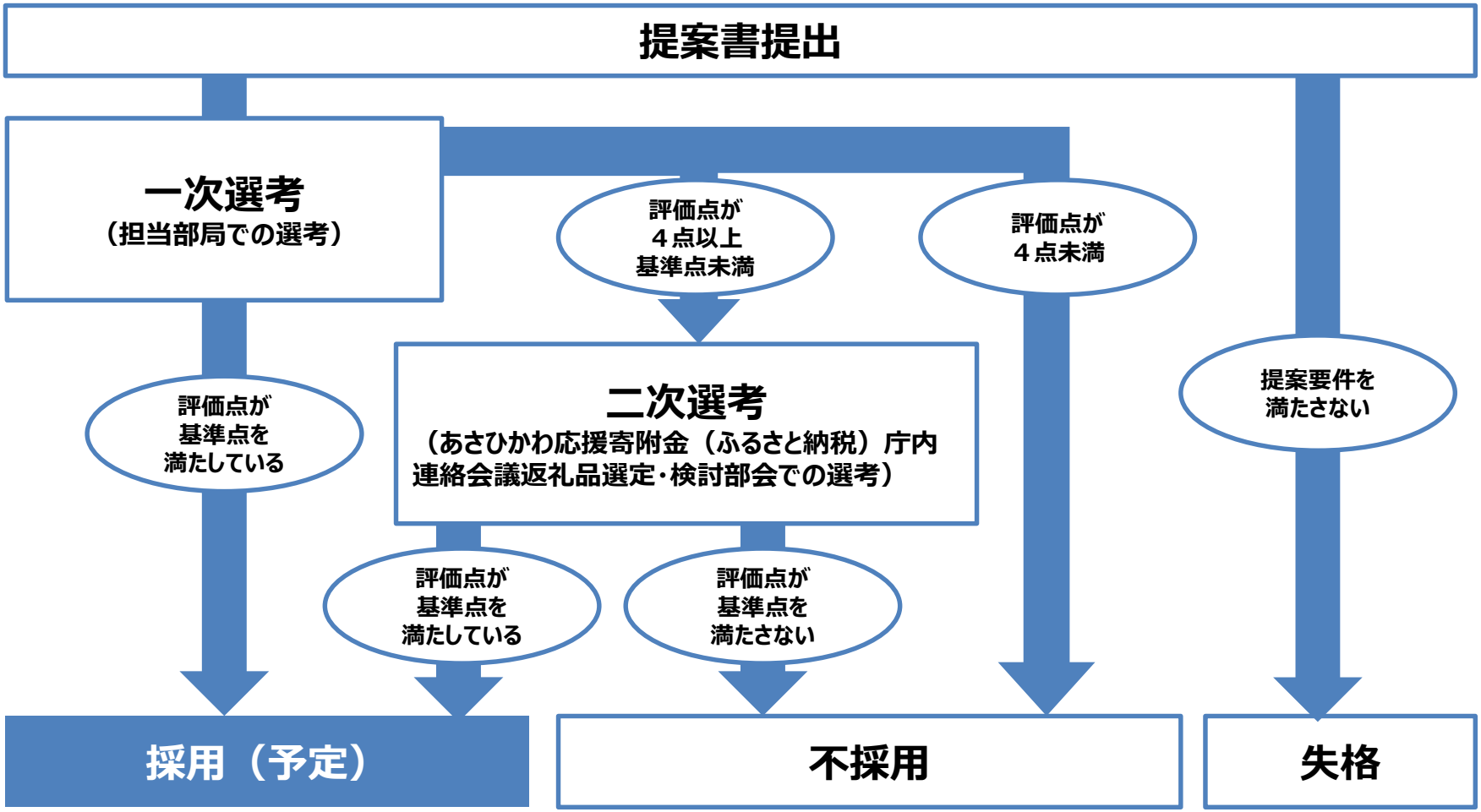

5　返礼品の選定方法について

選考スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
提案可能期間			**3月31日まで提案可能（2/8以降の提案は翌年度に選考）**									
			6/7 第１回目 提案〆		**8/9** 第２回目 提案〆		**10/11** 第３回目 提案〆		**12/6** 第４回目 提案〆		**2/7** 第５回目 提案〆	
選定時期			**6月下旬頃** 第１回目 選考		**８月下旬頃** 第２回目 選考		**10月下旬頃** 第３回目 選考		**12月下旬頃** 第４回目 選考		**2月下旬頃** 第５回目 選考	
さとふる掲載時期（予定）				第１回目 選定分		第２回目 選定分		第３回目 選定分		第４回目 選定分		第５回目 選定分
ふるさとチョイス・ふるぽ掲載時期（予定）				第１回目 選定分		第２回目 選定分		第３回目 選定分		第４回目 選定分		第５回目 選定分

提案〆日に間に合わなかったものについては，次回提案分として取り扱うものとします。

5　返礼品の選定方法について

１次選考について

【評価の視点】
<u>旭川市の魅力をPRできる要素があるか</u>，次の視点から総合的に評価します。

評価の視点		配点
⑴　旭川市の魅力を伝える要素	旭川市への来訪を促すものであるか	20
	市内で生産，製造又は加工されたものであって，かつ，旭川市の産業をPRできるものであるか	
	市内で栽培，飼育若しくは採取されたものか又は市内で生産されたもの若しくは製造されたものを原材料としているか	
	過去に受賞，認証又は認定歴（公的機関又は民間企業若しくは団体によるものであるかは問わない。）があり，当該商品の安全，人気，魅力等が評価されているものであるか	
	旭川市を印象付け，又は想起させる商品名又は外観であるか	
	その他旭川市の魅力を伝える要素があるか	

5　返礼品の選定方法について

１次選考について

【評価の方法】
税務部税制課内で選考します。

【基準点】
基準点は，14点とします。
基準点を満たす場合は，一次選考のみで終了となり，返礼品採用手続へ移行します。
評価点が４点以上14点未満の場合は，一次選考での評価点を持ち越し，二次選考へ移行します。
評価点が４点未満の場合は，不採用となります。

２次選考について

【評価の視点】
寄附者にとって魅力的であると感じられる要素のある商品であるかという視点から総合的に評価します。

【配点】
10点とします。

【評価の方法】
あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）庁内連絡会議返礼品選定・検討部会で選考します。
評価は，４名の審査員が（１人当たりの持ち点を５点とします。）評価します。
４名の審査員のうち，最高点と最低点を付けた審査員の評価点を除外し，残り２名の審査員の評価点の合計点が二次選考での評価点となります。

➡ **一次選考での評価点と二次選考での評価点の合計点が基準点を上回る場合に採用手続へ移行します。**

5　返礼品の選定方法について

２次選考について

【採点の例】

	一次選考	二次選考	合計点		
提案事業者A	10点	7点	**17点**	⇒	**採用**
提案事業者B	8点	5点	**13点**	⇒	不採用
提案事業者C	18点			⇒	**採用**

5　返礼品の選定方法について

試食等の実施について

選考に当たり，必要と認めた場合は，提案された商品の試食，試飲，目視等を行う場合があります。試食等が必要である場合は，個別に実施日，実施場所等を通知します。
なお，試食等のために必要となるサンプル品の提供については，事業者負担とすることといたしますので，あらかじめご了承ください。

選考結果について

一次選考及び二次選考の結果については，書面で通知するものとします。

6　返礼品採用後の対応について

契約手続について

採用予定の返礼品となった場合は，旭川市が返礼品の調達業務を委託している返礼品調達事業者（（一財）道北地域旭川地場産業振興センター）及びふるさとチョイスの管理・ふるぽの運営を行っている㈱JTBと契約を締結していただくことで，正式に採用となります。
ただし，偽りその他不正な手段により，返礼品提案を行ったことが判明した場合または返礼品採用後において不誠実な行為を行った場合は，採用を取り消すものとします。

返礼品画像について

採用となった返礼品を取り扱う事業者は，市または返礼品調達事業者の求めに応じ，あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）のPR及び寄附受付ポータルサイト掲載のために必要となる返礼品画像を提供するものとします。画像の提供方法その他の必要な事項は，都度指定するものとします。

6　返礼品採用後の対応について

返礼品送付の流れ

【**さとふる**から寄附の申出があった場合】

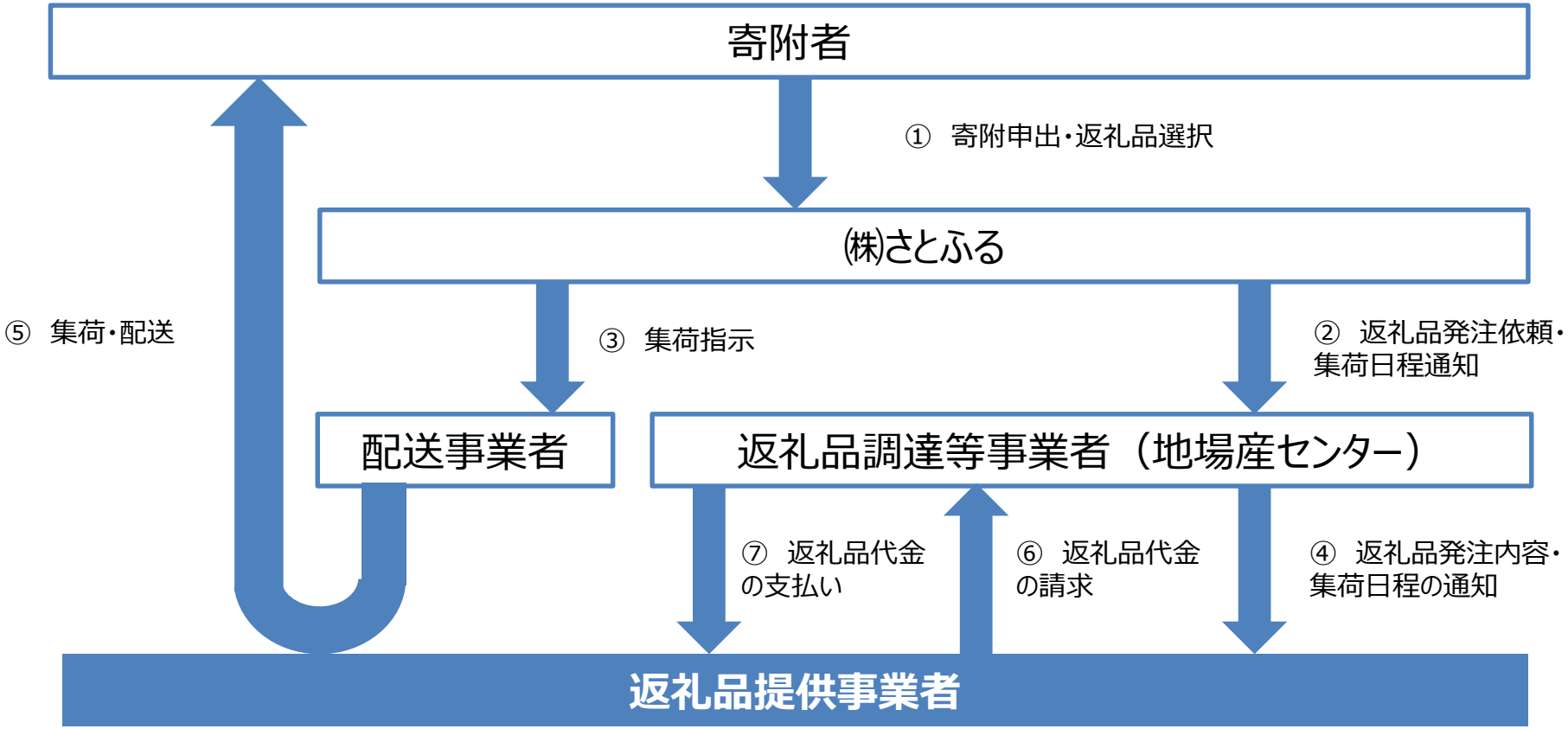

6　返礼品採用後の対応について

返礼品送付の流れ

【**ふるさとチョイス・ふるぽ**から寄附の申出があった場合】

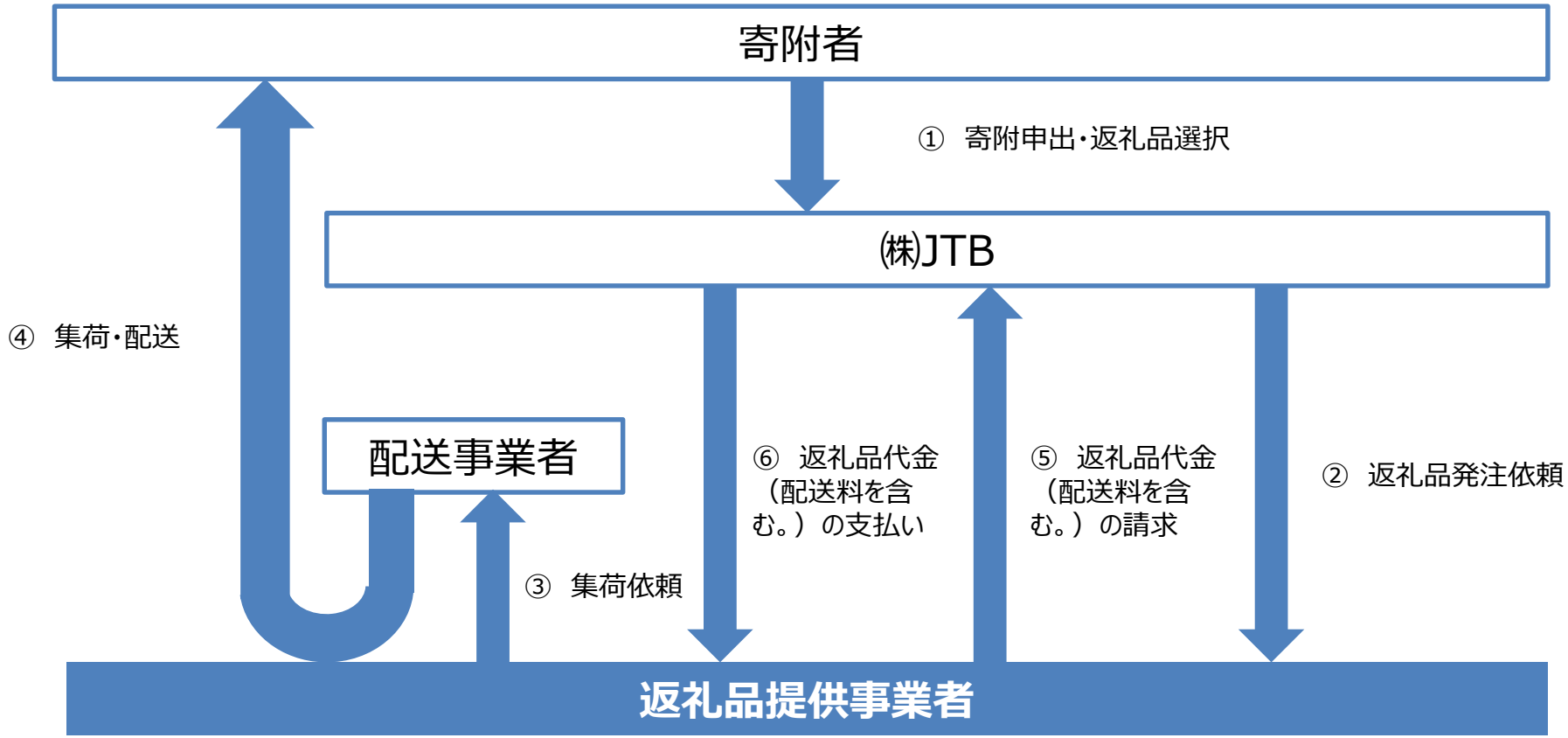

6　返礼品採用後の対応について

配送料について

【**さとふる**から寄附の申出があった場合】

実費相当分を**市が負担**します。

【**ふるさとチョイス・ふるぽ**から寄附の申出があった場合】

返礼品ごとに定額を設定し，それを市が負担します。
定額の設定については，事業者及びJTBで調整を行い，返礼品ごとに配送地域を一律に指定した上で料金を算定するものとします。
なお，**「算定した料金＞実際の配送料」の場合は，その差額を返金していただく必要はありませんが，「算定した料金＜実際の配送料」の場合は，その差額を事業者にご負担いただくことになります**ので，ご了承ください。

6　返礼品採用後の対応について

返礼品の除外について

<u>今回の公募で採用された返礼品は，令和２年度において１件も受注がなかった場合は，令和３年度第１回目公募開始日において除外するものします。</u>
また，ポータルサイトの掲載基準及びその改定によりポータルサイトに掲載ができなくなった場合も除外します。
※今回の公募以前に採用されている返礼品についても同期間の受注がない場合は除外するものとします。

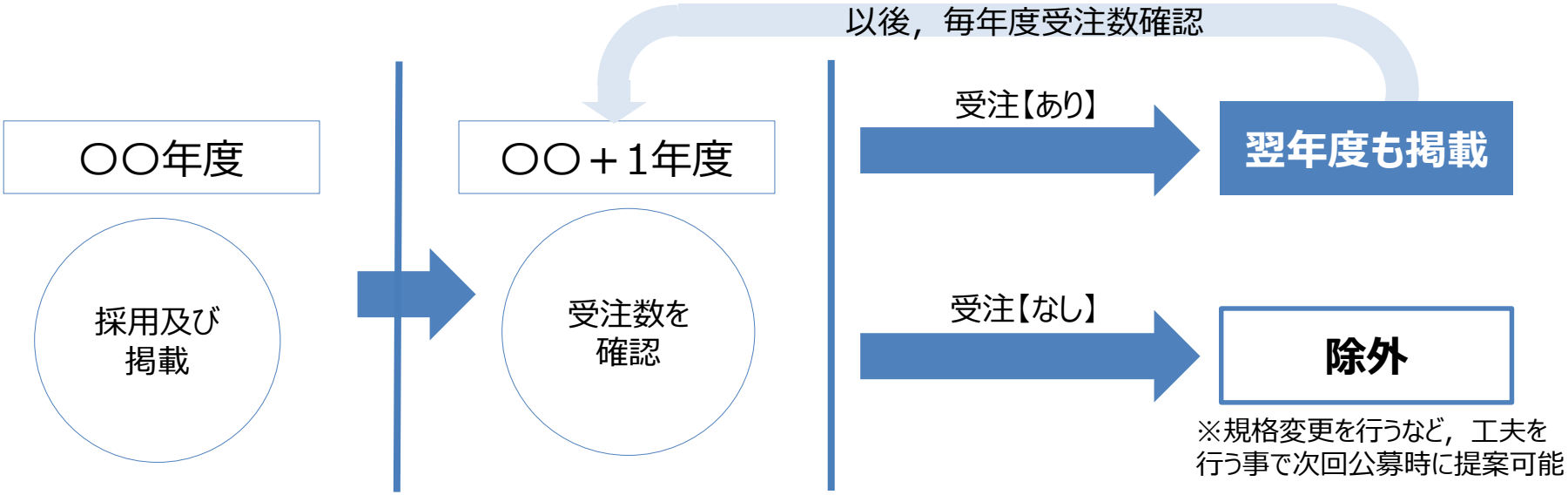

6　返礼品採用後の対応について

PRの協力について

返礼品が採用された場合には，あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）のPRにご協力ください！
具体的には，あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）Facebookページを通じた商品の魅力や旭川市の魅力発信のほか，各事業者様が参加される物産展等でのパンフレット配布依頼を想定しています。

個人情報の保護について

返礼品提供事業者として知り得た寄附者の個人情報は，ふるさと納税の返礼品の送付以外の用に供することなく，適正な管理をお願いします。
返礼品提供事業者に該当しなくなった後も同様です。

6　返礼品の選定方法について

Q&A⑤

どこの地域からの寄附が多いのでしょうか。
また，自社の商品に対する寄附者の評価を知ることはできるのでしょうか。

寄附傾向としては，関東圏からの寄附が最も多い状況となっています。
さとふる及びふるさとチョイスについては，商品ごとにレビュー欄が設置されており，商品に対する評価をご覧いただけます。